

二〇〇一年の米中枢同時テロ直後に制定され、テロ対策を名目に米捜査当局の権限を大幅に拡大させた「米愛国者法」のうち、電話盗聴の権限などに関係する核心部分が、今年末に失効する。思想・言論の自由など「市民的自由」を脅かすとして批判されながらも、オバマ政権はこれらの条項の存続が不可欠との立場だ。米議会での議論が活発化している同法について、ニューヨークの著名な人権派弁護士スコット・ホートン氏(五五)に聞いた。

州に建設中だ。地球上の全人類が扱う電子情報すべてを蓄積しようとする規模に思える。なぜそんな必要があるのか。(英国の作家) ジョージ・オーウェルが(国民の行動をすべて監視・統制する未来国家を)描いた小説を現実化したようだ」「日本人も、自分たちのすべての通信が収集対象に含まれる可能性がある」と注目することが大切だ。衛星などの進歩によって通信は捕捉さに「市民的自由」を侵れており、しかも、N S Aは外国政府からいかなる規制も受けずに何でも収集できる」「(北朝鮮の核問題のは、事実だ」

一愛国者法が市民に及ぼすトラブルは。

「第一に(米連邦捜査局)FBIが裁判所の令状なしで関係機関に個人通話記録などの提出を要求できる)国家安全保障書簡(NSL)。図書館から誰

がどんな本を借り出したかを調べるためにも使われてきた。公開情報を取った事実の口外さえ禁じられてきた」

「外国情報監視法の関連分野にも懸念がある。主に米国家安全保障局(NSA)が(どんな国家安全保障上の必要があるのか)十分な説明責任を果たすことなく外国との通信を傍受している。ただ、

盗聴捜査など米愛国者法存続へ



米人権派弁護士
スコット・ホートン氏

スコット・ホートン氏 1955年、米南部サウスカロライナ州生まれ。テキサス大ロースクール卒。旧ソ連の反体制運動家・物理学者のアンドレイ・サハロフ博士の弁護を手がけるなど、人権派弁護士として知られる。

まるで監視社会 市民的自由侵す

この活動の詳細についてメール、電話、ファックでは知らされていないスなど電子情報を根拠部分が多い。現行のそぎ集めている。NS「テロリスト」監視計 Aはこうした情報の蓄画は秘密だからだ」 積のため、フットボー具体的問題は。ル・スタジオムほどの「新たな監視計画で 巨大コンピュータ施設をテキサス、ユタ両は、数百万件の電子

「(国民の行動をすべて監視・統制する未来国家を)描いた小説を現実化したようだ」 「日本人も、自分たちのすべての通信が収集対象に含まれる可能性がある」と注目することが大切だ。衛星などの進歩によって通信は捕捉さに「市民的自由」を侵れており、しかも、N S Aは外国政府からいかなる規制も受けずに何でも収集できる」「(北朝鮮の核問題のは、事実だ」

「米上院司法委員会」は今月、NSL受領者集中している地域。彼の口外禁止規定が解除された場合に当局は受領者に通知、などとすいうが、たとえ産業する修正案を可決した。」「政治家特有の美辞麗句を別にすれば(当局)説明責任をめぐって狭い範囲しか議論していない。今回、愛国者法が大きく変わる」とは期待できず、捜査すべきだと考えるのか。当局に与えられた(強力な)捜査手法は取り上げられないと思う」

米愛国者法と外国情報監視法 2001年制定の愛国者法は、「テロリズム阻止」を目的に、個人の通話記録や金融情報などの入手について捜査機関の権限を拡大した。関連の外国情報監視法は、もともと通信傍受に令状取得を義務づけていたが、ブッシュ前政権が令状なしで傍受していた事実が明らかになり、追認する方向で昨年、法改正された。

